

第 2 回 JSPO ク育発第 36 号
令 和 2 年 7 月 6 日

都道府県体育・スポーツ協会 事務局長 様
都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 代表者 様

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長 根本 光憲



総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用開始時期の延期について

平素より当協会スポーツ推進事業に対し格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 3 日付 JSPO ク育発第 196 号文書にて、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度（以下「登録・認証制度」という。）の制定について通知しておりますが、現下の新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、令和 2 年度第 1 回総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会（文書決議/令和 2 年 6 月 15 日成立）及び令和 2 年度第 1 回地域スポーツクラブ育成委員会（文書決議/令和 2 年 6 月 22 日成立）における協議を経て、別紙のとおり登録・認証制度の運用開始時期について令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 1 日に延期することいたしました。

既に、令和 3 年 4 月 1 日からの運用開始に向けて、都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会において、準備を進めていただいているところもあるかと存じますが、現下の状況を御理解いただき、引き続き御協力を賜りますようお願いいたします。

同封資料

（別紙）総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度運用開始時期の延期について

【本件に関する問合せ先】
地域スポーツ推進部 クラブ育成課
課長 小澤大樹 主事 山田早智子
TEL : 03-6910-5815 FAX : 03-6910-5820
E-mail: sc-info@japan-sports.or.jp

総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 運用開始時期の延期について

令和3年4月1日から施行を予定していた総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度(以下「登録・認証制度」という。)の運用開始時期について、新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、次のとおり対応するものとする。

1. 都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の活動状況

令和2年5月7日から17日にかけて実施した都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「都道府県協議会」という。)に対する活動状況等調査において、総会等が開催できていない都道府県協議会が31県あり、登録・認証制度の検討・周知が進んでいないことが考えられる。また、今後も引き続き都道府県協議会や総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)において、新型コロナウイルス感染拡大予防の対応を取りながら活動に当たる必要があり、登録・認証制度の検討・周知が予定通り進まないことが見込まれる。

(表. 都道府県協議会の活動への影響内容)

影響内容	都道府県数
総会の延期又は中止	31
主催事業の延期又は中止	25
加入クラブからの問合せ増加	11
事務局機能の停止	5

※新型コロナウイルス禍に伴う都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会活動状況等把握調査集計結果より抜粋

2. 登録・認証制度の運用開始延期の検討

当初取組予定では、都道府県体育・スポーツ協会や都道府県協議会における登録・認証制度の策定に向けた検討・周知については、令和2年度の1年間をかけて実施する予定としていた。しかし、上記1. のとおり都道府県協議会の活動が十分に行えない中、令和2年度中に都道府県版登録・認証制度を策定することが困難であると考えられることから、登録・認証制度の運用開始時期を令和4年4月1日に延期する。

なお、当初の取組予定では、制度導入時における都道府県体育・スポーツ協会の事務負担軽減や、多くの総合型クラブが登録申請を行えるよう、令和3、4年度を移行期間としていた。今後、登録・認証制度の運用開始時期を1年間延期し、令和4年4月1日からとした場合、令和2年度の残りの期間と令和3年度を都道府県体育・スポーツ協会、都道府県協議会、総合型クラブが制度の検討・周知等の諸準備に充てることができ、当初よりも多くの時間を確保することができると考えられるため、移行期間は令和4年度の1年間とする。

(当初取組予定)

取組項目	年度				取組概要(当初の予定)
	2	3	4	5	
1. 都道府県版制度の策定	➡				都道府県協議会が、都道府県体育・スポーツ協会と連携し、登録・認証制度に対応する諸規程を策定(現行の都道府県協議会規約等の改定決議)
2. 登録・認証制度の運用		➡			登録・認証制度(諸規程)に基づく総合型クラブ全国協議会及び都道府県協議会における会議の運営や各種事務手続き等を令和3年4月1日から開始 (令和3,4年度は審査方法を形式審査とするため、その間は登録基準を満たしたことを証する「登録認定」ではなく「予備登録」をしたクラブとして取扱う)

(運用開始時期延期後の取組予定案)

取組項目	年度				取組概要(今後の予定)
	2	3	4	5	
1. 都道府県版制度の策定	➡				都道府県協議会が、都道府県体育・スポーツ協会と連携し、登録・認証制度に対応する諸規程を策定(現行の都道府県協議会規約等の改定決議)
2. 登録・認証制度の運用		➡			登録・認証制度(諸規程)に基づく総合型クラブ全国協議会及び都道府県協議会における会議の運営や各種事務手続き等を令和4年4月1日から開始 (令和4年度は審査方法を形式審査とするため、その間は登録基準を満たしたことを証する「登録認定」ではなく「予備登録」をしたクラブとして取扱う)